

公立高等学校奨学給付金申請について

※奨学給付金は返済の必要のない給付金です。

生徒の親権者全員が

① **令和2年度（令和元年分所得）住民税が非課税（所得割額0円）もしくは生活保護の世帯**

② **新型コロナの影響で家計が急変し収入見込額が所得割非課税相当と認められる世帯（今年度の特例措置の対象）**

上記①②の世帯の方が今年度の公立学校等奨学給付金の対象となります。（海外赴任で課税証明書の出ない方は対象外です。）

該当される方で給付金の支給を希望される方は事務室で申請用紙を受領して下さい。必要な書類等はその際に説明します。

早期の支給を希望される方は、早急に申請書をご提出下さい。書類が整った順に、支給手続きをとっていきます。

奨学給付金はマイナンバーに対応しておりませんので、親権者全員の課税証明書の提出が必要です。就学支援金申請時に親権者全員分の令和2年度（令和元年分）課税証明書を添付した方は再提出不要です。

9月に就学支援金の認定通知が配布される際に、市町村民税・県民税所得割額が0円で、奨学給付金を申請されていない方には、支給漏れを防ぐため改めて申請の希望の有無を確認させていただきますのでご了承下さい。

愛知県立大府東高等学校
事務室 小崎

0562-48-5811

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、**非課税または生活保護世帯の方が対象となります**。生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください(2名以上の生徒がいる世帯は生徒毎に確認してください)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**（住民票上の住所）は**愛知県内**にありますか？

「保護者」とは、生徒の親権者等です。両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

7月の就学支援金の受給資格がありますか？

奨学給付金は支給されません

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ必ず「生業扶助」を受けているか確認してください。

今年度の「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額は非課税**（0円）ですか？

新型コロナウイルスにより家計が急変し、「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額が非課税相当**となりましたか？

保護者全員の課税証明書等を確認してください（裏面【参考2】を確認してください）。※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

生徒が在学する課程は**通信制課程又は専攻科**ですか？

7月1日時点で**保護者に扶養されている**生徒の**兄弟姉妹**で、次の**ア～オのいずれかに当てはまる方**が一人以上いますか？

- ア 生徒の兄か姉で、**23歳未満の方**（平成9年7月3日以降生まれ）
- イ 生徒の兄か姉で、**23歳以上の高校生**（平成9年7月2日以前生まれ）

- ウ 生徒の弟か妹で、**高校の通信制課程に在学する方**（併修する専修学校や定時制の高校で就学支援金を申請した方を除く）
- エ 生徒の弟か妹（中学生以下を除く）で、**奨学給付金が支給されない学校（特別支援学校高等部など）に在学する方**
- オ 生徒の弟か妹（中学生以下の除く）で、**高等学校等に在学していない方**

ア～オに当てはまる兄弟姉妹はいません
保護者はア～オに当てはまる兄弟姉妹を扶養していません

ア～オに当てはまる兄弟姉妹があり、保護者が扶養しています。

(1) 給付金「**基準額1**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2) 給付金「**基準額2**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	84,000円
通信制 専攻科	36,500円

(3) 給付金「**基準額2**」+「**加算額**」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	129,700円

(1)～(3)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。



【参考】『課税証明書』等の見かた

保護者（親権者）全員分の証明書を確認してください

市民税・県民税 証明書

(住所) 名古屋市

令和2年度(令和元年分所得)

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

(氏名) 給付 和夫

令和2年度(令和元年分所得)

所得金額	(円)	所得控除額	(円)	課税標準額 (円)				
総所得	1,360,000	社会保険料控除	273,001	総所得	0			
給与所得	1,360,000	配偶者・扶養	760,000					
(給与収入)	2,200,000	基礎控除	330,000					
				市民税 (円)	県民税 (円)			
		所得控除額計	1,363,001	調整控除前所得割額	調整控除前所得割額			
<p>保護者（両親とも親権者の場合は、父・母の両方）の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が非課税（所得割額が0円）であれば、給付金を申請することができます。</p> <p>【注意】 ※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。</p> <p>※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。</p>				0	0			
				調整控除額	0	調整控除額	0	
				税額控除額等	0	税額控除額等	0	
				配当割額控除額等	0	配当割額控除額等	0	
				所得割額	0	所得割額	0	
				均等割額	0	均等割額	0	
				減免額 (円)	0	差引納付額 (円)	0	
							0	0
							0	0
							0	0

(備考)

市民税・県民税は課税されていないか、もしくは全額免除されています。

高等学校等奨学給付金の申請を希望する家計急変世帯の方へ

愛知県教育委員会高等学校教育課

特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響から保護者の失職など家計急変により収入が減少し、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯の保護者は対象となります。令和2年7月1日時点で、高等学校等奨学給付金（奨学給付金）の申請を希望する生徒の世帯が家計急変世帯として申請をする場合の申請条件及び添付書類は以下のとおりです。

ただし、申請年度の課税証明書を取得した結果、県民税・市町村民税所得割が「0円（非課税）」であった場合は、通常申請としてください。

【参考】

収入基準（年収見込）	
寡婦又は寡夫世帯	2,042,857円未満
単身世帯	1,000,000円未満
2人世帯	1,714,284円未満
3人世帯	2,214,284円未満
4人世帯	2,714,284円未満
5人世帯	3,214,284円未満
6人世帯	3,700,000円未満
7人世帯	4,137,500円未満

1 申請要件

- ① 就学支援金の受給資格があること
- ② 保護者等が愛知県内に在住していること
- ③ 保護者等全員の申請年度の収入基準が県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯であること

例) 4人世帯（父・母・生徒本人・兄）

令和2年度課税証明書を取得したところ、父の扶養に本人及び兄が入っており、母は扶養に入っておらず単身世帯で、父・母ともに非課税ではなく、通常申請では対象外となる場合、父の年収見込額が2,214,284円未満（上記表の3人世帯の額）及び母の年収見込額が1,000,000円未満（上記表の単身世帯の額）であれば、父・母ともに非課税相当とし、支給対象とする。

2 添付書類

【会社勤務の方】

- ① 家計急変事発生事由を証明する書類
例) 離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・会社作成の証明書類（発生日及び家計急変事由を記載した任意様式）・発生日及び発生日の前月の給与明細
- ② 家計急変前及び後の収入を証明する書類（家計急変前の書類は、申請年度の課税証明書のみ）
例) 家計急変後：会社作成の給与見込証明書類（任意様式）・発生日から申請月までの給与明細

【法人・事業主の方】

- ① 家計急変事発生事由を証明する書類
例) 廃業届出書・破産手続開始決定通知書・税理士又は公認会計士作成の証明書類（発生日及び家計急変事由を記載した任意様式）・発生日及び発生日の前月の帳簿
- ② 家計急変前及び後の収入を証明する書類（家計急変前の書類は、申請年度の課税証明書のみ）
例) 家計急変後：税理士又は公認会計士作成の年収見込証明書類（任意様式）・発生日から申請月までの帳簿